

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------|--|---|-----------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 別表第1（病院） | | | 別表第1（病院） | | |
| 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 | 市区町村名 | 病院の名称 | 所在地 |
| (略) | | | (略) | | |
| 三条市 | (略) 介護療養型老人保健 施設 三条東 富永草野病院 介護 医療院 | (略) 三条市北入蔵2 丁目17番27号 三 条東病院内 <u>三条市興野二丁 目2-25</u> | 三条市 | (略) 介護療養型老人保健 施設 三条東 | (略) 三条市北入蔵2 丁目17番27号 三 条東病院内 |
| (略) | | | (略) | | |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。